

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十八号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和二十九年広島県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第2号 (第3条関係)

(略)

准看護師免許申請書

(略)

1-4 (略)

5 過去に准看護師免許を有していたことの有無 (有の場合、登録都道府
県名及び登録番号)
有・無

上記により、准看護師免許を申請します。
年 月 日

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

注 (略)

(略)

改正前

様式第2号 (第3条関係)

(略)

准看護師免許申請書

(略)

1-4 (略)

上記により、准看護師免許を申請します。
年 月 日

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

注 (略)

(略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の保健師助産師看護師法施行細則の様式で行っている申請は、改正後の保健師助産師看護師法施行細則の様式による申請とみなす。